

ポイント還元方法一覧

決済サービス	京都カードネオ（DCブランド）	J-Debit	Bank Pay	京都カードネオ（JCB） 京銀JCBデビット
サービス内容、年会費等	クレジットカード（ <a href="#">詳細はこちら</a> ）	デビットカード（ <a href="#">詳細はこちら</a> ） ※J-Debit にかかる入会費や年会費は無料です	バンクペイ（ <a href="#">詳細はこちら</a> ） ※BankPay にかかる入会費や年会費は無料です	クレジットカード（ <a href="#">詳細はこちら</a> ） ブランドデビットカード（ <a href="#">詳細はこちら</a> ）
発行手続き、入手方法等	京都銀行の窓口でお申込みください。	キャッシュカードに自動付帯されるため、J-Debit に関する個別のお申込みは不要です。  ※「京銀キャッシュカード・マネジメント」（法人のお客さまに発行するキャッシュカード）に付帯する J-Debit は、本制度の対象ではありません。また、当該カードの発行された預金口座は、BankPay にご登録いただけません。	キャッシュカードをお持ちのお客さまが、スマートフォンに BankPay アプリをダウンロードいただき、預金口座を登録いただくことで、ご利用いただけます。	京都銀行の窓口でお申込みください。 ※キャッシュカードの発行された当行普通預金口座をお持ちのお客さまの場合、京銀JCBデビットは当行ホームページからお申込みいただけます。
付与されるポイント ・名称 ・有効期限 ・他のポイントへの交換可否	・名称：DCハッピープレゼント ・有効期限：通常ポイントと同様 ・交換可否：可能	・名称：J-Debit ポイント（本制度専用のポイント） ・有効期限：取引日から口座へのポイント相当額入金まで ・交換可否：不可		
消費者還元方法	ポイントで還元いたします。	当該カードの預金口座へ還元いたします。 ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換いたします。		
消費者還元のタイミング	毎月1日～末日迄のご利用分について、翌々月のご請求時に還元いたします。 ※一部の店舗では、購入時即時充当が適用されます。その場合、カードご利用時に店頭で還元（割引・ポイント付与等）されるため、還元ポイントは獲得いただけません	毎月1日～末日迄のご利用分に対するポイント相当額を取りまとめ、ご利用された日の属する月の末日から2か月以内に還元 ※一部の店舗では、購入時即時充当が適用されます。その場合、カードご利用時に店頭で還元（割引・ポイント付与等）されるため、還元ポイントは獲得いただけません		<a href="#">株式会社ジェーシービーのホームページよりご確認ください</a>
消費者還元の上限	1か月あたり3,750ポイント（15,000円相当）	1か月あたり15,000円（J-Debit と BankPay との合算）		
消費者還元の確認方法	<a href="#">専用WEBサイト</a> にてご確認くださいことができます	「京銀スマート通帳」等の通帳または京銀ダイレクトバンキングでご確認ください		
消費者還元を受けるために必要な制約条件	退会された場合等、今後の決済利用が見込めなくなった場合、「DCハッピープレゼント利用規程」に基づき、ポイントは失効いたします	還元時点で当該カードの預金口座を解約されている場合、当該ポイントが不当な取引に基づくものと当行が判断した場合、還元の対象外となります		
問い合わせ窓口	DCカード キャッシュレス・消費者還元制度専用デスク TEL：0570-550-327 受付時間：平日 10：00～16：00 土・日・祝 9：00～17：00（年末年始は休み）	京都銀行ダイレクトバンキングセンター TEL：0120-075-209 受付時間：平日9：00～17：00（銀行休業日を除く）		

【ご利用にあたっての注意事項（全般）】

なりすまし取引や架空取引等、以下の不当な取引（※）が発見された場合には、これらの取引に対応するポイントが付与されず、既に付与されたポイントが取り消され、本サービスの利用自体ができなくなります。

さらに、当該取引により国、補助金事務局又は当行が被った一切の損害は、民法等の法律に基づいて賠償を求められることがあるため、不当な取引を行うことは絶対にやめて下さい。

（※）不当な取引の例 ①他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること、②架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること、③商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること、④本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること、⑤本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること、⑥本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること、⑦その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

【ご利用にあたっての注意事項（J-Debit・Bank Pay）】

平成31年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当行が、キャッシュレス決済事業者として、「デビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」または「Bank Pay 取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「デビットカード取引規定」の特則として、[「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」](#)が適用されます。